

(入退所の記録の記載等)

第十四条 指定知的障害者更生施設は、入所又は退所に際しては、当該指定施設支援の種類、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下「施設受給者証記載事項」という。）を、その者の施設受給者証に記載しなければならない。

2 指定知的障害者更生施設は、前項に規定する施設受給者証記載事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

3 指定知的障害者更生施設は、入所者数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告しなければならない。

(指定知的障害者更生施設が入所者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第十五条 指定知的障害者更生施設が指定施設支援を提供する入所者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接当該入所者の便益を向上させるものであって、当該入所者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際には、当該金銭の使途及び額並びに入所者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、入所者等の同意を得なければならない。ただし、次条第一項及び第二項に掲げる支払については、この限りではない。

(施設利用者負担額等の受領)

第十六条 指定知的障害者更生施設は、指定施設支援を提供した際は、入所者又はその扶養義務者から施設利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定知的障害者更生施設は、法定代理受領

5 入退所の記録の記載等（基準第14条）

(1) 指定知的障害者更生施設は、入所又は退所に際しては施設の種類、名称等の必要な事項を入所者の施設受給者証に記載し、その記載事項について遅滞なく入所者の援護の実施者である市町村に対し報告しなければならないこととしたものである。

なお、支給決定期間中に他の施設に入所することとなった場合にも同様の報告が必要となるものである。

(2) 同条第3項は、指定知的障害者更生施設は、入所者数の変動が見込まれる場合には、利用者に対する情報提供等に資するため、速やかに都道府県に報告しなければならないこととしたものである。

6 指定知的障害者更生施設が入所者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等（基準第15条）

指定知的障害者更生施設が入所者等に金銭の支払いを求める能够性は、当該金銭の使途が直接入所者の便益を向上させるものであって、当該入所者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとし、金銭の支払いを求める際には、当該金銭の使途及び額並びに入所者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、入所者等の同意を得なければならないこととしたものである。これは、入所者やその家族等に対して寄付金を強要することや、あいまいな名目による不適切な金銭の支払いを禁じることであるが、入所者の便益を向上させるものについては、一定のルールのもとに入所者等に金銭の支払を求めるることは差し支えないものである。

7 施設利用者負担額等の受領（基準第16条）

(1) 指定知的障害者更生施設は、入所者に指定施設支援を提供した場合には法第15条の1第2項第2号に規定する市町村長が定める基準により算定した額を入所者又はその扶養義務者から受けるものとすることとしたものである。

を行わない指定施設支援を提供した際は、前項に掲げる施設利用者負担額のほか、入所者から法第十五条の十一第二項に規定する額の支払を受けるものとする。

3 指定知的障害者更生施設は、前二項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った入所者又はその扶養義務者に対し交付しなければならない。

(施設訓練等支援費の額に係る通知等)

第十七条 指定知的障害者更生施設は、市町村から指定施設支援に係る施設訓練等支援費の支給を受けた場合は、入所者に対し、当該入所者に係る施設訓練等支援費の額を通知しなければならない。

2 指定知的障害者更生施設は、前条第二項の法定代理受領を行わない指定施設支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定施設支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

(指定施設支援の取扱方針)

第十八条 指定知的障害者更生施設は、入所者について、その者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定施設支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定知的障害者更生施設の従業者は、指定施設支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(2) 同条第2項は、法第15条の12第7項に規定する緊急の場合等に法定代理受領を行わない指定施設支援を提供した際には、基準第16条第1項の施設利用者負担額のほか、入所者から法第15条の11第2項に規定する額（施設訓練等支援費の額）の支払を受けるものとすることとしたものである。

(3) 同条第3項は、同条第1項及び第2項の規定による額の支払を受けた場合には当該費用を支払った入所者又はその扶養義務者に対して領収証を交付することとしたものである。

8 施設訓練等支援費の額に係る通知等（基準第17条）

① 指定知的障害者更生施設は、市町村から法定代理受領を行う指定施設支援に係る施設訓練等支援費の支給を受けた場合には、入所者に対し、当該入所者に係る施設訓練等支援費の額を通知することとしたものである。

② 基準第16条第2項の規定による額の支払いを受けた場合には、提供した指定施設支援の内容、費用の額その他入所者が市町村に対し施設訓練等支援費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付しなければならないこととしたものである。

9 指定施設支援の取扱方針（基準第18条）

(1) 基準第18条第2項で定める支援上必要な事項とは、施設支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含むものである。

(2) 同条第3項は、指定知的障害者更生施設は、自らその提供する指定施設支援の質の評価を行うことはもとより、第3者による評価の導入を図るよう努め、常にその質の改善を図らなければならないこととしたものである。

3 指定知的障害者更生施設は、その提供する指定施設支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設支援計画の作成等)

第十九条 指定知的障害者更生施設は、指定施設支援の提供に当たって、入所者に対して当該施設支援の提供に係る計画（以下「施設支援計画」という。）を作成するとともに、当該施設支援計画に基づき、適切に指定施設支援を提供しなければならない。

2 指定知的障害者更生施設は、前項の規定による施設支援計画の作成に当たって、入所者に対し、当該施設支援計画について説明するとともに、その同意を得なければならない。

3 指定知的障害者更生施設は、第一項の規定による施設支援計画の作成に当たって、施設支援計画の作成に係る会議を開かなければならぬ。

4 指定知的障害者更生施設は、施設支援計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、入所者について解決すべき課題を把握し、必要に応じて施設支援計画の見直しを行わなければならない。

5 第二項及び第三項の規定は、前項に規定する施設支援計画の見直しについて準用する。

(相談及び援助)

第二十条 指定知的障害者更生施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必

10 施設支援計画の作成について（基準第19条）

(1) 指定知的障害者更生施設は、指定施設支援の提供に当たって、入所者に対して当該施設支援の提供に係る計画（以下「施設支援計画」という。）を作成するとともに、当該施設支援計画に基づき、適切に指定施設支援を提供しなければならないこととしたものである。当該計画には、入所者の支援目標、指定施設支援の内容（行事や日課等も含む）、指定施設支援を提供する上で留意すべき事項その他の必要な事項を記載すること。

(2) 当該計画の作成に当たっては、入所者に対し、当該施設支援計画について説明するとともに、その同意を得なければならない。

なお、施設支援計画の実施に当たっては、入所者の意向を踏まえるとともに、一方的にこれを入所者に強制することにならないよう留意すること。

(3) 当該計画の作成に当たって、従業者の間で施設支援計画の作成に係る会議を開催しなければならないこと。

(4) 指定知的障害者更生施設は、施設支援計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、入所者について解決すべき課題を把握し、必要に応じて施設支援計画の見直しを行わなければならない。なお、見直しにあたっては従業者の間で会議を開催するとともに、見直しの内容について入所者の同意を得ること。

11 相談及び援助（基準第20条）

相談及び援助については、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的に入所者

要な助言その他の援助を行わなければならぬ。

(指導、訓練等)

第二十一条 指定知的障害者更生施設は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

- 2 指定知的障害者更生施設は、入所者が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。
- 3 指定知的障害者更生施設は、入所者に対し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるようにするため、入所者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。
- 4 指定知的障害者更生施設は、入所者（通所による入所者を除く。以下本項において同じ。）の希望等を勘案し、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 5 指定知的障害者更生施設は、指導、訓練等を行うに当たっては、常に一人以上の従業者を従事させなければならない。
- 6 指定知的障害者更生施設は、入所者に対し、その負担により、当該指定知的障害者更生施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第二十二条 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとともに、適切な時間に行わなければならない。

の生活の質の向上を図ることを趣旨とするものである。

12 指導、訓練等(基準第21条)

(1) 指定施設支援の提供に当たっては、施設支援計画に基づき、地域での生活を念頭において行うことが基本であり、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって指導、訓練を行うこと。なお、指導、訓練等の実施に当たっては、入所者の人格に十分に配慮して実施するものとする。

(2) 生活指導

生活指導の実施に当たっては、施設支援計画に基づき、入所者が地域において生活することを念頭に置き、その者が日常生活における適切な習慣を確立することができるように行うとともに、社会生活への適応性を高めるよう、日常生活のあらゆる機会を捉えて生活指導を行うことを規定するものである。

(3) 訓練

訓練の実施に当たっては、施設支援計画に基づき、入所者がその有する能力を活用することにより、地域において生活し、社会経済活動に参加することができるようするため、入所者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならないこととしたものである。

(4) 入浴の実施に当たっては、入所者の心身の状況や自立支援を踏まえて、適切な方法により実施するものとする。

なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど入所者の清潔保持に努めるものとする。

13 食事の提供(基準第22条)

(1) 食事の提供は、入所者の支援に極めて重要な影響を与えるものであるから、原則として当該施設において直接これを実施するとともに、実施状況を明らかにしておくこと。

	<p>(2) 入所者の食事はできるだけ変化に富み、障害の特性に配慮するとともに、栄養的にバランスのとれたものとすること。</p>
	<p>(3) 調理及び配膳にあたっては、食品及び入所者の使用する食器その他の設備の衛生管理に努めること。(食品衛生法施行規則別表第8上欄参照)</p>
	<p>14 作業指導（基準第23条）</p>
	<p>作業指導は、施設支援計画に基づき、入所者が地域で自立して社会生活を営むことができるよう、入所者の特性に応じて適切に行わなければならないこととしたものである。</p>
	<p>15 社会生活上の便宜の供与等(基準第24条)</p>
	<p>(1) 指定知的障害者更生施設は、画一的な支援を行うのではなく、入所者が自らの趣味又は嗜好に応じた活動を通じて充実した日常生活を送ることができるよう、教養娯楽設備を備えるほか、会報の発行や、スポーツ、芸術鑑賞等のレクリエーション行事を行うこととしたものである。</p>
	<p>(2) 同条第2項は、指定知的障害者更生施設は、郵便、証明書等の交付申請等、入所者が必要とする手続等について、入所者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければならないこととするものである。特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとする。</p>
	<p>(3) 同条第3項は、指定知的障害者更生施設は、入所者の家族に対し、当該施設の会報の送付、当該施設が実施する行事への参加の呼びかけ等によって入所者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととする。また、入所者と家族の面会の場所や時間等についても、入所者やその家族の利便に配慮したものとする。</p>
	<p>16 健康管理（基準第25条）</p>
	<p>(1) 入所者の健康管理は、保健所等と連絡の上</p>

<p>入所者の健康の状況に注意するとともに、入所者に対して、毎年二回以上定期に健康診断を行わなければならない。</p>	<p>医師、保健師又は看護師その他適当な者を健康管理の責任者とすること。</p>
<p>(入所者の入院期間中の取扱い)</p>	<p>(2) 入所者の健康状態に応じて訓練、休憩等について考慮すること。</p>
<p>第二十六条 指定知的障害者更生施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定知的障害者更生施設に円滑に入所することができるようしなければならない。</p>	<p>17 入所者の入院期間中の取扱い(基準第26条) (1) 「入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれる」かどうかの判断は、入所者の入院先の病院及び診療所の医師に確認するなどの方法によること。 (2) 必要に応じて適切な便宜を供与するとは、入所者及びその家族の同意の上での入退院の手続きやその他の個々の状況に応じた便宜を図ることを指すものであること。</p>
<p>(入所者に関する市町村への通知)</p>	<p>18 入所者に関する市町村への通知(基準第27条)</p>
<p>第二十七条 指定知的障害者更生施設は、入所者が偽りその他不正な行為によって施設訓練等支援費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p>	<p>基準第27条は、偽りその他不正な手段により施設訓練等支援費の支給を受けた者があるときは、知的障害者福祉法第27条の4の規定に基づき、市町村はその者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることに鑑み、支援費の適正支給の観点から、指定知的障害者更生施設から市町村に意見を付して通知することとしたものである。</p>
<p>(管理者による管理)</p>	<p>19 管理者による管理(基準第28条)</p>
<p>第二十八条 指定知的障害者更生施設の管理者は、専ら当該指定知的障害者更生施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定知的障害者更生施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>指定知的障害者更生施設の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該指定知的障害者更生施設の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であって、当該指定知的障害者更生施設の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。</p>
<p>(1) 当該指定知的障害者更生施設の従業者としての職務に従事する場合</p>	<p>(1) 当該指定知的障害者更生施設の従業者としての職務に従事する場合</p>
<p>(2) 当該指定知的障害者更生施設と同一敷地内にある他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、特に当該指定知的障害者更生施設の管理業務に</p>	<p>(2) 当該指定知的障害者更生施設と同一敷地内にある他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、特に当該指定知的障害者更生施設の管理業務に</p>

	支障がないと認められる場合
	<p>(管理者の責務)</p> <p>第二十九条 指定知的障害者更生施設の管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならぬ。</p> <p>2 指定知的障害者更生施設の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p>
	<p>(運営規程)</p> <p>第三十条 指定知的障害者更生施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第三十六条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 施設の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 定員 <ul style="list-style-type: none"> イ 入所定員 ロ 通所により指定施設支援を行う施設にあっては、当該通所による入所者の定員 ハ 分場を設置する施設にあっては、当該分場の入所定員 四 入所者に対する指定施設支援の内容及び入所者から受領する費用の額 五 施設の利用に当たっての留意事項 六 非常災害対策 七 その他施設の運営に関する重要事項
	<p>20 管理者の責務（基準第29条）</p> <p>指定知的障害者更生施設の管理者の責務を、指定知的障害者更生施設の従業者の管理及び指定施設支援の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定知的障害者更生施設の従業者に基準の第四章（運営基準）の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。</p> <p>21 運営規程（基準第30条）</p> <p>基準第30条は、指定知的障害者更生施設の適正な運営及び入所者に対する適切な指定施設支援の提供を確保するため、同条第1号から第7号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定知的障害者更生施設ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 入所定員(第3号)</p> <p>ア 入所定員は、指定知的障害者更生施設の事業の専用の居室の定員の合計数と同数とすること。</p> <p>イ 指定知的障害者更生施設のうち、通所により指定施設支援を行う施設にあっては、当該分場の入所定員</p> <p>ウ 指定知的障害者更生施設のうち、分場を設置する施設にあっては、当該分場の入所定員</p> <p>(2) 指定施設支援の内容及び入所者から受領する費用の額(第4号)</p> <p>「指定施設支援の内容」については、指導、訓練の内容はもとより、行事及び日課等のサービスの内容を指すものであること。</p> <p>また、「入所者から受領する費用の額」については、基準第16条第1項に規定する額等を指すものであること。</p> <p>(3) 施設の利用に当たっての留意事項(第5号)</p> <p>入所者が指定施設支援の提供を受ける際の、入所者側が留意すべき事項（入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等）を指すものであること。</p>

	(勤務体制の確保等)	(4) 非常災害対策(第6号) 基準第33条の非常災害に関する具体的計画を指すものであること
	第三十一条 指定知的障害者更生施設は、入所者に対し、適切な指定施設支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。	(5) その他施設の運営に関する重要事項としては、苦情解決の体制等がある。
2	指定知的障害者更生施設は、当該指定知的障害者更生施設の従業者によって指定施設支援を提供しなければならない。ただし、入所者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	22 勤務体制の確保等（基準第31条） 基準第31条は、入所者に対する適切な指定施設支援の提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。 (1) 同条第1項は、指定知的障害者更生施設ごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること。
3	指定知的障害者更生施設は、当該指定知的障害者更生施設の従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	(2) 同条第2項は、指定知的障害者更生施設は原則として、当該施設の従業者によって指定施設支援を提供すべきであるが、調理業務、洗濯等の入所者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第3者への委託等を行うことを認めるものであること。
	(定員の遵守)	(3) 同条第3項は、当該指定知的障害者更生施設の従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保することを定めたものであること。
	第三十二条 指定知的障害者更生施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	23 非常災害対策（基準第33条） 指定知的障害者更生施設は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等の対策について万全を期さなければならないこととしたものであること。
	(非常災害対策)	24 衛生管理等（基準第34条）
	第三十三条 指定知的障害者更生施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならぬ。	
	(衛生管理等)	

第三十四条 指定知的障害者更生施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、治療に必要な機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定知的障害者更生施設は、当該指定知的障害者更生施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第三十五条 指定知的障害者更生施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならぬ。

(掲示)

第三十六条 指定知的障害者更生施設は、当該指定知的障害者更生施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第三十七条 指定知的障害者更生施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定知的障害者更生施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定知的障害者更生施設は、法第十五条の五第一項に規定する指定居宅支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。

基準第34条、指定知的障害者更生施設の必要最低限の衛生管理等を規定したものであり、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。

25 協力医療機関（基準第35条）

基準第35条の協力医療機関は、指定知的障害者更生施設から近距離にあることが望ましい。

26 密密保持等（基準第37条）

(1) 基準第37条第1項は、指定知的障害者更生施設の従業者に、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。

(2) 同条第2項は、指定知的障害者更生施設に対して、過去に当該指定知的障害者更生施設の従業者であった者が、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定知的障害者更生施設は、当該指定知的障害者更生施設の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。

	(3) 同条第3項は、指定居宅支援事業者等に対して情報提供を行う場合には、あらかじめ、文書により入所者から同意を得る必要があることを規定したものである。
(情報の提供等)	
第三十八条 指定知的障害者更生施設は、当該指定知的障害者更生施設に入所しようとする者が、適切かつ円滑に入所することができるよう、当該指定知的障害者更生施設に関し情報の提供を行うよう努めなければならない。	
2 指定知的障害者更生施設は、当該指定知的障害者更生施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。	27 情報の提供等（基準第38条） (1) 基準第38条は、指定知的障害者更生施設は、入所しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるよう、自ら当該指定知的障害者更生施設に関し情報の提供を行うよう努めなければならないこととしたものである。（社会福祉法第75条参照）
(苦情解決)	
第三十九条 指定知的障害者更生施設は、その提供した指定施設支援に関する入所者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	28 苦情解決（基準第39条） (1) 基準第39条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該施設における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。 当該措置の概要については、運営規程に記載するとともに、入所者にサービスの内容を説明する文書に記載し、施設に掲示することが望ましい。 なお、苦情解決にあたっての指針として「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日障452・社援第1352・老発第514・児発575連名通知）を示しているので参考にされたい。
2 指定知的障害者更生施設は、その提供した指定施設支援に関し、法第十五条の十五の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び入所者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	
3 指定知的障害者更生施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。	(2) 同条第2項は、社会福祉法第83条で苦情解決に関する業務を行うことが位置付けられている都道府県社会福祉協議会に置かれる運営適正化委員会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、援護の実施者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、指定知的障害者更生施設に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上明確にしたもので